

農地の創出・再生支援事業

地域の実情に精通した区市町村と連携し、農業者が所有する宅地や雑種地の農地化や遊休・低利用農地を活用しようとする意欲的な農業者等の取組を支援することにより、農地の積極的な創出及び利用促進を図ります。

創出支援（新規事業）

- ◆対象地域
市街化区域
- ◆事業主体
区市町
- ◆事業内容
農業者が経営規模を拡大するため、所有する宅地や雑種地を農地化する場合に補助金を交付
補助率：1/2以内
補助金上限：500万円/10a
- ◆補助対象
☆建築物基礎や舗装盤等の解体処分（上物除く）
☆除礫・深耕・客土等（土壌改良を含む）
☆その他農地利用に必要な整備



※整備後8年間は活用を義務付け・生産緑地地区指定を奨励

～積極的に優良農地を創出～

再生支援（旧ストップ 遊休農地再生事業）

- ◆対象地域
都市計画区域外及び市街化調整区域、島しょ地域
- ◆事業主体
市町村
- ◆事業内容
遊休農地を活用して農業生産活動を行うための農地整備をする場合に補助金を交付
補助率：1/2以内
（認定新規就農者は2/3以内）

補助金上限：60万円/10a（認定新規就農者は80万円/10a）
ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、45万円/10a（認定新規就農者は60万円/10a）

- ◆補助対象
☆樹木の伐採・抜根などの障害物除去（処分を含む）
☆深耕・整地
☆その他農地利用に必要な整備

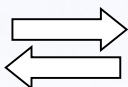


～利用権等を設定し、遊休・低利用農地を再生～

補助金の流れ

【事業実施者】
〔創出支援〕
農業者等
〔再生支援〕
認定農業者
認定新規就農者等

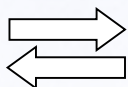
実施計画作成
補助金申請



補助金交付

事業主体

実施計画認定
補助金申請



補助金交付

東
京
都

【問い合わせ先】

＜区部＞
農林水産部農業振興課土地改良計画担当
☎ 03-5320-4824

＜多摩地域＞
農業振興事務所振興課農業基盤整備担当（創出）
☎ 042-548-4869
農業振興事務所農務課地域計画担当（再生）
☎ 042-548-4862

＜島しょ地域＞
総務局の各支庁産業課農務担当まで